

法人単位貸借対照表

令和 6年 3月31日現在

（単位：円）

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	836,355,297	845,978,480	△9,623,183	流動負債	283,281,180	267,305,230	15,975,950
現金預金	530,781,465	599,931,394	△69,149,929	事業未払金	29,427,962	31,416,538	△1,988,576
事業未収金	221,390,456	226,094,429	△4,703,973	1年以内返済予定設備資金借入金	89,988,000	88,280,000	1,708,000
未収補助金	79,801,000	15,051,000	64,750,000	1年以内返済予定長期運営資金借入金	7,092,000	7,092,000	0
前払費用	4,382,376	4,901,657	△519,281	未払費用	64,179,698	56,766,565	7,413,133
固定資産	1,494,759,215	1,481,894,462	12,864,753	預り金	6,145,890	5,435,501	710,389
基本財産	1,288,153,315	1,369,196,262	△81,042,947	職員預り金	24,840,751	17,368,061	7,472,690
土地	311,735,883	311,735,883	0	賞与引当金	61,606,879	60,946,565	660,314
建物	2,148,074,645	2,148,074,645	0	固定負債	803,779,000	900,859,000	△97,080,000
減価償却累計額 △	1,171,657,213	1,090,614,266	81,042,947	設備資金借入金	729,904,000	819,892,000	△89,988,000
その他の固定資産	206,605,900	112,698,200	93,907,700	長期運営資金借入金	73,875,000	80,967,000	△7,092,000
建物	3,575,983	3,575,983	0	負債の部合計	1,087,060,180	1,168,164,230	△81,104,050
構築物	69,662,882	69,662,882	0	純 資 産 の 部			
車輛運搬具	22,041,753	22,041,753	0	基本金	457,688,156	457,688,156	0
器具及び備品	210,309,355	108,517,492	101,791,863	基本金	457,688,156	457,688,156	0
減価償却累計額 △	169,771,530	165,810,625	3,960,905	国庫補助金等特別積立金	340,976,485	292,641,261	48,335,224
権利	9,755,855	10,513,434	△757,579	国庫補助金等特別積立金	340,976,485	292,641,261	48,335,224
ソフトウェア	11,659,756	14,546,737	△2,886,981	次期繰越活動増減差額	445,389,691	409,379,295	36,010,396
長期貸付金	2,009,755	1,472,409	537,346	次期繰越活動増減差額	445,389,691	409,379,295	36,010,396
差入保証金	45,914,000	45,914,000	0	（うち当期活動増減差額）	36,010,396	19,331,846	16,678,550
長期前払費用	1,428,091	2,244,135	△816,044	純資産の部合計	1,244,054,332	1,159,708,712	84,345,620
その他の固定資産	20,000	20,000	0	負債及び純資産の部合計	2,331,114,512	2,327,872,942	3,241,570
資産の部合計	2,331,114,512	2,327,872,942	3,241,570				

別紙1 計算書類に対する注記（法人全体）

1 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

②満期保有目的の債券以外の有価証券：市場価格等に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品

残存価額を零とする定額法によっている。

②リース資産

i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金：職員の賞与及び介護職員処遇改善一時金支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

②徴収不能引当金：個別評価をする金銭債権については、債権金額から回収見込額を控除した金額を計上している。個別評価をする金銭債権以外の金銭債権については、債権金額に過去3年間の貸倒実績率を乗じた金額を計上している。

(4) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3 重要な会計方針の変更

該当なし

4 法人で採用する退職給付制度

確定拠出年金制度

5 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 和の里拠点(社会福祉事業)

「法人本部」

「特別養護老人ホーム和の里」

イ 錦の里拠点(社会福祉事業)

「グループホーム錦の里」

「小規模多機能ホーム錦の里」

ウ 神田の里拠点(社会福祉事業)

「特別養護老人ホーム神田の里」

エ 東神田の里拠点(社会福祉事業)

「グループホーム東神田の里」

「特別養護老人ホーム東神田の里」

「特別養護老人ホーム東神田の里ショートステイ」

「デイサービス東神田の里」

「グループホーム第2東神田の里」

オ 寝屋川市第九中学校区地域包括支援センター拠点(公益事業)

「寝屋川市第九中学校区地域包括支援センター」

カ 寝屋川市第五中学校区地域包括支援センター拠点(公益事業)

「寝屋川市第五中学校区地域包括支援センター」

キ ケアプランセンター拠点(公益事業)

「ケアプランセンター」

6 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。 (単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	311,735,883	0	0	311,735,883
建物	1,057,460,379	0	81,042,947	976,417,432
合計	1,369,196,262	0	81,042,947	1,288,153,315

7 基本均又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地 (基本財産)	311,735,883 円
建物 (基本財産)	976,417,432 円
計	1,288,153,315 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金 (1年以内返済予定額を含む)	819,892,000 円
計	819,892,000 円

9 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

貸借対照表上、間接法で表示しているので省略

10 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。 (単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	221,806,650	416,194	221,390,456
未収金	0	0	0
未収補助金	79,801,000	0	79,801,000
合計	301,607,650	416,194	301,191,456

11 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12 関連当事者との取引の内容

該当なし

13 重要な偶発債務

該当なし

14 重要な後発事象

該当なし

15 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

該当なし

16 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし